

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
と原子炉設置変更許可申請書との整理表

第1編 総則

令和5年1月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第1編 総則

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第1編 総則 目次（変更なし） 第1章 通則 第1条～第6条（変更なし）</p> <p>（職務） 第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1) ～ (25)（変更なし） (26) 利用施設管理課長は、施設管理者として、JRR-3の利用施設の運転及び保守並びにキャプセルの管理に関する業務を行う。 (27) ～ (28)（変更なし） (29) JRR-4管理課長は、施設管理者として、JRR-4の<u>本体施設及び利用施設</u>の廃止措置の管理並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、区域管理者として、JRR-4の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。 (30) ～ (39)（変更なし） 2 ～ 5（変更なし）</p> <p>第8条 ～ 第16条の3（変更なし）</p> <p>第3章 ～ 第10章（変更なし）</p> <p>別表第1 ～ 別表第6（変更なし）</p> <p>別図第1 ～ 別図第2（変更なし）</p>	<p>【共通編 添付書類 五 変更に係る試験研究用等原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書】</p> <p>1. 設計及び工事のための組織～4. 設計及び工事に係る品質マネジメント活動（記載省略） 5. 運転及び保守のための組織 5.1. 原子力科学研究所 原子力科学研究所の関係組織を第5.1図に示す。 原子力科学研究所の原子炉施設については、保安規定に基づき、研究炉加速器技術部がJRR-3、JRR-4及びNSRRの、バックエンド技術部が放射性廃棄物処理場及びJRR-2の、臨界ホット試験技術部がSTACY、TRACY、TCA及びFCAの、工務技術部が各原子炉等の受変電設備、非常用電源設備、気体廃棄設備、液体廃棄設備及び空気圧縮設備（ただし、JRR-4、STACY及びTRACY並びに放射性廃棄物処理場の一部の設備を除く。）の、放射線管理部が各原子炉等に係る放射線管理施設の、保安管理部が各原子炉等に係る通信連絡設備のうち共用設備の管理を担当しており、それらに係る運転及び保守（ただし、通信連絡設備のうち共用設備については保守のみとする。）についても各担当部において実施する。また、原子炉施設に関する保安活動、品質マネジメント活動等の統括に関する業務は、保安管理部が担当する。 理事長の下には中央安全審査・品質保証委員会を設置し、原子炉の設置許可及びその変更に関する事項の審議を行う。また、所長の下には原子炉施設等安全審査委員会を、各担当部の部長の下には部内の品質保証審査機関をそれぞれ設置し、それらにより運転及び保守に関する事項の審議を行う。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （業務所掌の見直しに伴う変更のため。）</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第1編 総則

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
	<p>理事長 統括監査の職 (監査プロセスの管理責任者) 中央安全審査・品質保証委員会 安全・核セキュリティ統括本部長 [安全・核セキュリティ統括本部担当理事: 本部(監査プロセスを除く。)]の管理責任者 安全管理部長 契約部長 原子力科学研究所担当理事 (研究所の管理責任者) JRR-3 原子炉主任技術者 NSRR 原子炉主任技術者 STACY 原子炉主任技術者 原子力科学研究所長 JRR-2 廃止措置施設保安主務者 JRR-4 廃止措置施設保安主務者 TCA 廃止措置施設保安主務者 FCA 廃止措置施設保安主務者 TRACY 廃止措置施設保安主務者 品質保証推進委員会 原子炉施設等安全審査委員会 原子炉施設検査室長 バックコンド 技術部長 高減容処理技術課長 放射性廃棄物管理第1課長 放射性廃棄物管理第2課長 廃止措置課長 臨界ホット試験 技術部長 ホット使用施設管理課長 臨界技術第1課長 臨界技術第2課長 研究炉加速器 技術部長 計画調整課長 JRR-3 管理課長 JRR-4 管理課長 NSRR 管理課長 利用施設管理課長 研究炉技術課長 放射線管理部長 環境放射線管理課長 放射線管理第1課長 放射線管理第2課長 工務技術部長 工務第1課長 工務第2課長 技術管理課長 JRR-3 機械室運転班長 保安管理部長 安全対策課長 危機管理課長 核物質管理課長 品質保証課長</p>	

第 5.1 図 原子力科学研究所原子炉施設関係組織図（令和 4 年 4 月 1 日現在）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
と原子炉設置変更許可申請書との整理表

第6編 JRR-4 の管理

令和5年1月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第6編 JRR-4の管理

変更後（下線部は変更箇所、二重下線部は削除箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第6編 JRR-4の管理</p> <p>目次（変更なし）</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条（変更なし）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この編において「本体施設等」とは、第1編別表第1に掲げるJRR-4の本体施設、<u>利用施設及び特定施設をいう。</u></p> <p>（手引の作成）</p> <p>第3条 JRR-4管理課長は、本体施設等に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJRR-4管理手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(2) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(3) 廃止措置に関する事項</p> <p><u>2 利用施設管理課長は、利用施設に関し、前項第1号、第2号及び第3号に掲げる事項について定めたJRR-4利用施設管理手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>2</u> 研究炉加速器技術部長は、<u>第1項及び前項</u>の承認をしようとするときは、JRR-4廃止措置施設保安主務者（以下この編において「廃止措置施設保安主務者」という。）の同意を得なければならない。</p> <p><u>3</u> 研究炉加速器技術部長は、<u>第1項及び第2項</u>の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>（年間管理計画）</p> <p>第4条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJRR-4の年間管理計画（以下この編において「年間管理計画」という。）を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間</p> <p>(2) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(3) 第14条第2項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認を受けたときは、JRR-4管理課長、<u>利用施設管理課長</u>及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p>	<p>【共通編 添付書類 五 変更に係る試験研究用等原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書】</p> <p>1. 設計及び工事のための組織～4. 設計及び工事に係る品質マネジメント活動（記載省略）</p> <p>5. 運転及び保守のための組織</p> <p>5.1. 原子力科学研究所</p> <p style="padding-left: 2em;">原子力科学研究所の関係組織を第5.1図に示す。</p> <p style="padding-left: 2em;">原子力科学研究所の原子炉施設については、保安規定に基づき、研究炉加速器技術部がJRR-3、JRR-4及びNSRRの、バックエンド技術部が放射性廃棄物処理場及びJRR-2の、臨界ホット試験技術部がSTACY、TRACY、TCA及びFCAの、工務技術部が各原子炉等の受変電設備、非常用電源設備、気体廃棄設備、液体廃棄設備及び空気圧縮設備（ただし、JRR-4、STACY及びTRACY並びに放射性廃棄物処理場の一部の設備を除く。）の、放射線管理部が各原子炉等に係る放射線管理施設の、保安管理部が各原子炉等に係る通信連絡設備のうち共用設備の管理を担当しており、それらに係る運転及び保守（ただし、通信連絡設備のうち共用設備については保守のみとする。）についても各担当部において実施する。また、原子炉施設に関する保安活動、品質マネジメント活動等の統括に関する業務は、保安管理部が担当する。</p> <p style="padding-left: 2em;">理事長の下には中央安全審査・品質保証委員会を設置し、原子炉の設置許可及びその変更に関する事項の審議を行う。また、所長の下には原子炉施設等安全審査委員会を、各担当部の部長の下には部内の品質保証審査機関をそれぞれ設置し、それらにより運転及び保守に関する事項の審議を行う。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>（業務所掌の見直しに伴う変更のため。）</p> <p>利用施設管理課長の業務所掌の見直しに伴う削除</p> <p>項番号の繰上げ及び第2項の削除に伴う変更</p> <p>利用施設管理課長の業務所掌の見直しに伴う削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表

第6編 JRR-4の管理

変更後（下線部は変更箇所、二重下線部は削除箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第5条 ～ 第6条（変更なし）</p> <p>第2章 廃止措置管理 （恒久停止措置）</p> <p>第7条（変更なし）</p> <p>第3章 保守管理 （施設管理目標の策定）</p> <p>第8条 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、JRR-4（本体施設等、<u>利用施設</u>及び放射線管理施設を含む。）について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認を受けたときは、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第9条 JRR-4管理課長、<u>利用施設管理課長</u>及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第4条の定めにより作成する「年間管理計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</p> <p>3 JRR-4管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画をとりまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>6 JRR-4管理課長は、第3項の承認を受けたときは、<u>利用施設管理課長</u>及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p>	<p>理事長</p> <ul style="list-style-type: none"> 統括監査の職（監査プロセスの管理責任者） 中央安全審査・品質保証委員会 安全・核セキュリティ統括本部長 <ul style="list-style-type: none"> 安全・核セキュリティ統括本部担当理事：本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者 安全管理部長 契約部長 原子力科学研究所担当理事（研究所の管理責任者） <ul style="list-style-type: none"> JRR-3 原子炉主任技術者 NSRR 原子炉主任技術者 STACY 原子炉主任技術者 原子力科学研究所長 <ul style="list-style-type: none"> JRR-2 廃止措置施設保安主務者 JRR-4 廃止措置施設保安主務者 TCA 廃止措置施設保安主務者 FCA 廃止措置施設保安主務者 TRACY 廃止措置施設保安主務者 品質保証推進委員会 原子炉施設等安全審査委員会 原子力施設検査室長 <ul style="list-style-type: none"> バックエンド技術部長 <ul style="list-style-type: none"> 高減容処理技術課長 放射性廃棄物管理第1課長 放射性廃棄物管理第2課長 廃止措置課長 臨界ホット試験技術部長 <ul style="list-style-type: none"> ホット使用施設管理課長 臨界技術第1課長 臨界技術第2課長 研究炉加速器技術部長 <ul style="list-style-type: none"> 研究炉技術課長 利用施設管理課長 NSRR管理課長 JRR-4管理課長 JRR-3管理課長 計画調整課長 JRR-3運転班長 放射線管理部長 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理第1課長 放射線管理第2課長 環境放射線管理課長 線量管理課長 工務技術部長 <ul style="list-style-type: none"> 工務第1課長 工務第2課長 技術管理課長 JRR-3機械室運転班長 保安管理部長 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証課長 核物質管理課長 危機管理課長 安全対策課長 <p>第5.1図 原子力科学研究所原子炉施設関係組織図（令和4年4月1日現在）</p>	<p>利用施設管理課長の業務所掌の見直しに伴う変更</p> <p>利用施設管理課長の業務所掌の見直しに伴う削除（以下、本条において同じ。）</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第6編 JRR-4の管理

変更後（下線部は変更箇所、二重下線部は削除箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>（保全活動の実施）</p> <p>第10条 JRR-4管理課長、<u>利用施設管理課長</u>及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>（保全活動の有効性評価及び改善）</p> <p>第11条 JRR-4管理課長、<u>利用施設管理課長</u>及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>第12条 ～ 第17条（変更なし）</p> <p>第4章（変更なし）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>（点検等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第20条 JRR-4管理課長は、第17条第1項の巡視、第24条第1項の地震後の点検並びに第31条第2項の巡視の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じるとともに、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>3 <u>利用施設管理課長は、第24条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講ずるとともにJRR-4管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>3 JRR-4管理課長は、<u>前項の通報を受けたとき、第2編第56条第2項の定めにより放射線管理第1課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認め</u>たときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>（火災発生時の措置）</p> <p>第21条 JRR-4管理課長、<u>利用施設管理課長</u>及び放射線管理第1課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p>2 火災鎮火後、JRR-4管理課長は本体施設等を、<u>利用施設管理課長は利用施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</u></p> <p>3 <u>利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の確認の結果をJRR-4管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>4 JRR-4管理課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技</p>		<p>利用施設管理課長の業務所掌の見直しに伴う削除</p> <p>利用施設管理課長の業務所掌の見直しに伴う削除</p> <p>利用施設管理課長の業務所掌の見直しに伴う削除</p> <p>項番号繰上げ及び第3項の削除に伴う変更 項番号繰上げ</p> <p>利用施設管理課長の業務所掌の見直しに伴う削除（以下、本条において同じ。）</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表
第6編 JRR-4の管理

変更後（下線部は変更箇所、二重下線部は削除箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第2節（変更なし）</p> <p>第3節 地震後の措置 （地震後の措置）</p> <p>第24条 震度4以上の地震が発生したときは、JRR-4管理課長は本体施設等を、<u>利用施設管理課長は利用施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の点検の結果をJRR-4管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>3 JRR-4管理課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第4節 ～ 第5節（変更なし）</p> <p>第6章 ～ 第8章（変更なし）</p> <p>別表第1 ～ 別表第10（変更なし）</p>		<p>利用施設管理課長の業務所掌の見直しに伴う削除（以下、本条において同じ。）</p>